

公益社団法人清水町シルバー人材センター

役員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

- 第 1 条 この規程は、公益社団法人 清水町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定 義 等）

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 2 役員とは、定款第 19 条第 1 項に定める理事及び監事とする。
 - （1）常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
 - （2）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - 3 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（報酬等の支給）

- 第 3 条 センターは、常勤役員並びに非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
 - 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

- 第 4 条 常勤役員の報酬は、別表 1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員の報酬は、別表 2「非常勤役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額 370 万円（理事 365 万円、監事 5 万円）の範囲内で、

理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1. この規程は、公益社団法人清水町シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。(設立の登記 平成 24 年 4 月 1 日)
2. この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬

常勤理事	月額	25 万円の範囲内
------	----	-----------

別表 2 非常勤役員の報酬

区 分	理事会出席等、必要の都度日額	備 考
理 事	3, 000 円	
監 事	3, 000 円	